

三木市男女共同参画センター 市民企画講座支援事業 実施要領

1 事業目的

男女共同参画社会を実現するためには、関係行政機関等が実施する事業のほか、市民や団体と協働して取り組むことが重要です。

そこで、市民が企画する男女共同参画に関する講座を募集し、講座実施のための支援を行います。

2 募集講座の内容 《下記のすべての要件を満たすこと》

- (1) 男女共同参画の実現に向けたもの
- (2) 三木市内を活動拠点としている団体・グループが実施するもの
(本企画に応募するために新たに結成した団体も可とする。)
- (3) 一般に公開され三木市内で実施するもの
- (4) 参加費が無料のもの
- (5) 応募企画について他の補助金等の助成を受けていないもの
- (6) 営利、宗教、政治活動でないもの
(営利団体、宗教団体、政治団体が実施する講座は対象とならない。)

3 支援内容

(1) 助成金の交付

講座の開催に係る経費（千円未満は切り捨て）を助成します。ただし、上限は 50,000 円です。

※助成金の交付の対象となる経費は、講師、託児等への謝礼、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、保険料等、会場借上料等、講座の開催に要する経費に限ります。

※人件費、家賃、光熱水費、食糧費、その他、団体の管理に係る経費については、助成金の交付対象とはなりません。

(2) 市広報や市ホームページへの掲載

(3) チラシの印刷と市公共施設への配布

※市輪転機を使用するものに限りします。

(4) 三木市の公の施設を会場とする場合の使用料の減免

4 募集期間

令和 7 年 6 月 2 日～7 月 3 1 日

(広報みき 6 月号に講座募集記事を掲載)

5 実施期間

令和 7 年 1 0 月～令和 8 年 3 月

(広報みきに講座内容を掲載)

6 募集件数

1 件

7 選考方法

8 月に開催する予定の男女共同参画センター運営委員会で協議し、男女共同参画センターが採用する講座を決定します。

- 8 応募方法 以下の申請書類に記入し、男女共同参画センターへ持参、または郵送してください。

- (1) 三木市男女共同参画に関する市民企画講座支援事業助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 構成員名簿（様式第4号）
- (5) 会則その他団体の活動が必要と認める書類

※企画応募用紙配布先

- ① 市役所内情報公開コーナー
- ② 男女共同参画センター（教育センター内）
- ③ 人権推進課（総合隣保館）
- ④ 各市立公民館
- ⑤ 三木市ホームページ（男女共同参画センターのページ）

9 市民企画講座支援事業の流れ（令和7年度）

日程	申請者	男女共同参画センター
4月末		広報みき6月号に募集記事掲載の依頼
5月末		応募用紙の公民館等への配架
6月1日		広報みき6月号に募集記事掲載
6月～7月	講座の計画を立て、申請書類を提出	講座の募集 応募講座の受理
8月～	採否通知受理 会場予約 センターとの打合せ 講座実施の準備（講師依頼、チラシ作成、参加者勧誘等）	運営委員会で書類選考（8月） 申請者に採否通知発送（8月） 採用者との打合せ（8月中旬～） 講師謝金の会計処理 チラシ印刷と公民館等への配架 講座の実施2か月前（または3か月前）の月末に広報みきに記事掲載の依頼 講座の実施月（または実施の前月）に広報みきに実施記事掲載
10～3月	講座実施 講座実施後、30日以内（またはR8.3.31まで）に実績報告書提出	実績報告書受理